

入札公告

分任契約担当官
自衛隊新潟地方協力本部長
村岡史朗

下記により、一般競争入札を行うので、入札参加希望者は参加されたい。

記

1 入札参加資格

- (1) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格決定通知を受けており、令和 7・8・9 年度も引き続き申請して認められていること。
- (2) 「物品の販売」または「役務の提供等」で等級 D 以上の資格に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する制約事項について誓約する者。
- (5) 上記のほかは別紙による。

2 入札日時 令和 7 年 3 月 17 日(月) 16 時 00 分

3 入札場所 新潟美咲合同庁舎 1 号館 7 階 共用会議室

4 保証金 入札保証金・契約保証金免除

5 入札事項 「携帯電話」借上及び「同通信通話料」(スマートフォン) ほか 1 件

品名	規格	単位	数量	履行期間	納地
「携帯電話」借上及び「同通信通話料」(スマートフォン)	仕様書のとおり	式	1	7.4.1~ 8.3.31	自衛隊新潟地方協力本部
「事務所長用携帯電話」借上及び「同通信通話料」(スマートフォン)	仕様書のとおり	式	1	7.4.1~ 8.3.31	自衛隊新潟地方協力本部

6 入札方法

- (1) 入札金額は消費税別とする。
- (2) 電報・電話・FAX は不可。代理人は委任状を持参すること。
- (3) 郵便は令和 7 年 3 月 14 日(金) 17 時 00 分までに必着。(到着の確認は発送者の責により

行うものとする。なお、再度入札となった場合は別示する。)

7 契約条項

会計法第29条の3第1項適用

入札及び契約心得は、自衛隊新潟地方協力本部ホームページに掲載する。

8 説明会 実施しない。

9 落札決定方法 年間予定使用料の総価をもって決定（入札金額が当地本所定の予定価格の範囲内の最低価格の入札書を落札者とする。なお、落札者となるべき最低価格入札が2以上ある場合はくじにより落札者を決定する。）

10 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札金額の100分の5を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

11 契約書等：落札者は速やかに内訳書を提出すること。また契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円を超えた場合は契約書を作成する。

12 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

13 その他

- (1) 契約成立の時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札参加希望者については、令和7年3月14日(金)17時00分までに「入札参加申込書」及び「資格審査結果通知書(写)」を提出すること。
- (3) 入札及び契約事項に関する問合せ先

〒950-8627

新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階

自衛隊新潟地方協力本部総務課会計班 藏田

TEL 025-285-0515

FAX 025-285-0510

入札公告 1 (5)による入札参加資格は次のとおり。

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 上記1により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 上記2の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)又は(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合